

秋田市告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、
犬の登録手数料に係る公金事務を次の者に委託したので、同条第2項の規
定により告示する。

令和8年2月6日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 受託者の住所および氏名
秋田市中通六丁目7番9号
公益社団法人秋田県獣医師会
会長 砂 原 和 文
- 2 委託の期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間
- 3 指定公金事務取扱者の指定日および委託日
令和8年2月3日